

地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱

令和元年10月 2日付け元農畜機第4028号
一部改正 令和元年12月18日付け元農畜機第5527号
一部改正 令和2年3月31日付け元農畜機第8019号
一部改正 令和3年3月29日付け2農畜機第6965号
一部改正 令和5年3月30日付け4農畜機第7164号

今般の豚熱の終息に向け、国においては、農場の飼養衛生管理水準の向上の観点から早期出荷対策を実施することとしている一方、発生農場においては、野生イノシシにおける豚熱の終息の兆しが見えないことから、早期の経営再開に支障が生じている状況にある。

こうした中で、地域によっては、既に豚の飼養頭数及び肉豚の出荷頭数が激減しており、早期出荷対策が実施された場合には更に出荷頭数が低位で推移する見込みであり、養豚事業者のみならず、食肉流通事業者等の経営に重大な影響が生じかねない。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、地域の食肉処理施設等における肉豚処理の継続等への取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、食肉流通事業者等の経営安定を図ることにより、地域の食肉流通体制を維持し、豚熱発生地域の養豚業の再生を図ることとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、岐阜県食肉事業協同組合連合会とする。

第2 事業の内容

豚熱の発生又は早期出荷促進対策事業の実施により、地域の肉豚生産が著しく減少した状況が長期に継続し、又は継続すると見込まれる都道府県において、当該都道府県が地域の養豚業を豚熱発生前の生産水準に回復させるために農林水産省消費・安全局動物衛生課長の意見を聞いて養豚業再生計画を策定した場合に、当該計画に位置付けられた豚熱発生地域のと畜場併設食肉処理施設を管理運営する事業者及び食肉流通事業者等の資金融通の円滑化を図るため、当面の運転資金を借り入れる場合に利子補給等を行う事業であり、別添のとおりとする。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和元年10月2日付け元農畜機第4028号）

- 1 この要綱は、令和元年10月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 別添2の第1の1の事業について、平成31年4月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合には、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず別紙様式第1号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。
また、別添1、別添2の第1の2、別添3、別添4の事業について、令和元年7月2日から補助金交付決定までの間に着手した場合には、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。
これらの場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年12月18日付け元農畜機第5527号）
この要綱の改正は、令和元年12月18日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付け元農畜機第8019号）
この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第6965号）
- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 令和2年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7164号）
この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。